

## 2019.3.4 広島県の汚染土壌処理業許可及び海域占用変更許可に対する見解

2019.3.7 訴訟弁護団

代表 弁護士 山下江

1

江田島市・広島県のカキを始めとした水産業に壊滅的打撃を与える暴挙である。江田島市・広島県の漁協や地元住民のほとんどが反対していることを無視したものであり、断じて許せない。

江田島市（能美島）に汚染土壌処理施設が稼働すること自体による風評被害を避けることはできない。

県は、法令に基づき適正に手続きをしてきたというが、平成28年2月段階での事前手続きの「関係地域の指定」において、施設周辺100m（陸上）のみとし、「地域関係者」の中に、施設と栈橋設置により影響を受ける4漁協（沖漁協、鹿川漁協、美濃漁協、三高漁協）を含めなかった。これが、県のスタート時点での失策である。この失策を顧みることなく、突っ走ったのが今回の許可である。

県は記者発表メモにおいて、フルサワが反対協議会に協議を申し入れたが、協議会が応じなかったとして、責任を協議会に押し付けようとしているが、フルサワが申し入れた協議は、施設稼働を前提とするものだったのであり、話し合いという性質のものではない。協議会が拒否するのは当然である。

4漁協との話し合いもなく、一方的に汚染土壌処理施設の建設を行ってきたのは、県とフルサワである。ここに一切の問題がある。話し合いというなら、これ

らをいったん白紙に戻し、施設稼働の可否も含めた議論をするのが当然である。

2

4 漁協を無視して手続きを進めてきたが故の県の現実的な破綻が、海域占有許可をめぐる県の違法行為として明白になっている。

すなわち、広島県は、「広島県の海管理に関する条例施行規則」において、海域占有の許可基準の一つに、「利害関係人の同意があること」を挙げている（添付資料）。

しかるに、フルサワが棧橋を設置するための海域占有について、平成30年3月30日の許可及び今回の平成31年3月4日の変更許可に関しては、利害関係人である4 漁協の同意を得ていない。これは、明らかな違法である。

県は、これについて、裁判において、4 漁協は棧橋設置の海域について漁業権を放棄している（この海域を「漁業権放棄海域」という）ので利害関係人ではないと主張している。しかし、この主張は次の点において、失当である。

①漁業権放棄海域について、実際にそれを利用するフルサワを含む能美金属工業団地組合と4 漁協との間で、利用できるのはドルフィン（棧橋）2基と繫船浮標のみと契約されるなど、漁業権放棄海域といえど、同組合の利用は、4 漁協によりかなり制限されたものである。フルサワは漁業権放棄海域を利用するに当たり、その都度、4 漁協と協定を結び協力謝金を支払ってきた。4 漁協は漁業権放棄海域に対して実質的な権益を有し続けてきたのであり、4 漁協は現実的に利害関係を有している。

②漁業権放棄海域の隣には4 漁協による漁業権設定海域があり、棧橋から漁業権設定海域までの距離は約150mでしかない。また、フルサワによる解体船係留地点から約20mしかない。魚は海面下を自由に行き来するのであり、フルサワによる棧橋設置とそれに伴う船舶の往来が隣接する漁業権設定海域に影響を

与えることは明らかである。

③県は、漁業権放棄海域に棧橋設置を認めるに当たり、これまで一貫して、漁協の同意を必要としてきたが、今回は不要とした理由を、今回のフルサワによる棧橋利用が漁業権放棄海域だけだからと主張している。しかし、県は、これまで、フルサワの構造物が漁業権放棄海域に収まっていた場合にも、一貫して漁協の同意書を必要としてきたのである（平成5年以降の証拠がある）。それは、県が、漁業権放棄海域であっても漁協を利害関係人と認めていたからに他ならない。汚染土壌処理を視野に入れた昨年3月30日の海域占用許可から突然態度を変えることは公正な行政とは言えない。

④また、前記施行規則には、「利害関係人の同意があること」を必要とする対象海域について、漁業権放棄海域を除くとはどこにも記載されていない。漁業権放棄海域であっても、その海域に利害関係がある者はすべて利害関係人に含まれるというべきである。

なお、県は、記者発表文書において、

「公共・公益性への影響」「海上交通への影響」「棧橋の安全性」「占用の必要不可欠性」等の審査基準に適合していることを確認した」と言っているが、4漁協の主張にまったく触れていない。漁業者への弁明はないのか。漁業者を無視していいのか。行政のあり方が問われている。

漁業者との一番の争点となっている「利害関係人の同意」について一言も触れないのはあまりに非情な行政の態度と言わざるを得ない。

そして、前記で県が述べている「審査基準」は法令（広島県の海の管理に関する条例及び同施行規則）で定められた許可基準のことであり、行政手続法2条8号ロや広島県行政手続条例5条1項が定める「審査基準」ではない。県は、漁協が利害関係人に該当しないというなら、どのような「審査基準」に基づいて、そのように判断したのかを説明する義務がある。

### 3

海域占用許可問題は、今回の問題の根源である県による漁業者無視をもっとも端的に表しているものである。

最大の広島ブランドであるカキの事業を営む漁業者を無視することが広島県の発展にとってどれだけダメージを与えるか理解していないのだろうか。

悲しい事態と言わねばならない。

### 4 今後の裁判方針

- ① 他の裁判から分離した3月30日海域占有許可取消訴訟を先行させる。

この取消が確定すれば、汚染土壌処理事業はできない。また、今回の変更許可も実質的に効力を失う。→3月22日結審予定（伸びる場合もあり）。

- ② 許可差止訴訟（海域占用変更許可と操業許可）については、許可取消訴訟に変更する。

仮の差止訴訟は取り下げる。

- ③ （呉の裁判所での）汚染土壌処理施設操業禁止の仮処分はそのまま続行する。

### 5 その他

今回の県による許可は、フルサワからの圧力に対する県の責任逃れの面もあると思うが、これでフルサワが施設稼働をし、その後の裁判所による占有許可取消となったときは、混乱はますます大きくなり、フルサワにも打撃となるだろう。県の責任は重大となったと言わざるを得ない。

また、漁業者や住民はどのような事態になろうと、操業を阻止すると思われる。漁業者の生活がかかっているからだ。そうした点において、今回の県の許可は混乱を拡大するもの以外のなにものでもない。

## ○広島県の海管理に関する条例

平成三年三月十四日条例第七号

広島県の海管理に関する条例をここに公布する。

広島県の海管理に関する条例

公有水面使用条例(昭和二十三年広島県条例第二十三号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「海域の土地的利用等」とは、海域の占有であつて、海上浮体施設、人工地盤方式の工作物等により海域を土地的に利用するもの及びマリーナの泊地等として海域の利用するものをいう。

(海域の使用許可)

第三条 海域の占有又は海域における土砂の採取(以下「海域の使用」という。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十四条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けようとする旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合

二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定による免許を受けた者が当該免許に係る水域において、当該免許に係る行為をするために海域の使用をする場合

三 漁業に関する免許又は許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために海域の占有をする場合

四 その他知事が指定する場合

一部改正〔平成一三年条例一七号・四五号〕

(許可の基準等)

第四条 知事は、前条の許可の申請(以下「許可申請」という。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可(以下「使用許可」という。)をしてはならない。

一 海域の公共性又は公益性が著しく損なわれないものであること。

二 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に著しく支障を与えないものであること。

三 その他知事が第九条の規定により設置する広島県海域利用審査会の意見を聴いて定める基準に適合するものであること。

2 知事は、許可申請が海域の土地的利用等に係るものである場合において、許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ広島県海域利用審査会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、許可申請が海域の土地的利用等に係るもの以外のものである場合において、海域の適正な活用及び保全のために必要があると認めるときは、許可又は不許可の処分に当たり、広島県海域利用審査会の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(許可の条件)

第五条 知事は、使用許可に海域の管理上必要な条件を付することができる。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(使用料)

第六条 使用許可を受けた者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(使用料の減免)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

一 国若しくは地方公共団体その他の公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人その他知事が認める法人をいう。)又は法令の規定により県が監督を行うことができる法人が、直接その用に供するため海域の使用をする場合

二 その他知事が特別の理由があると認めた場合

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(許可の取消し等)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除却、当該工作物により生ずべき海域管理上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第三条の規定に違反した者

二 第五条の条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命じべき者を確知することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任

○広島県の海管理に関する条例施行規則  
昭和四十四年四月一日規則第三十一号

[公有水面使用条例施行規則]をここに公布する。

広島県の海管理に関する条例施行規則  
一部改正〔平成三年規則一二号〕

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、広島県の海管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三年規則一二号〕

(許可基準)

第一条の二 条例第四条第一項第三号の知事が定める基準は、次のとおりとする。

一 海域の占有又は海域における土砂の採取(以下これらを「海域の使用」という。)をしようとする場合に、適合しなければならない基準

- イ 海上交通への支障が軽微なこと。
- ロ 水産業への支障が軽微なこと。
- ハ 占有物件の構造等についての十分な安全性が確保されていること。

二 海域の土地の利用等のため占有しようとする場合(以下「土地の利用等の場合」という。)に、前号のほか、適合しなければならない基準

- イ 事業の必要性、妥当性及び地域振興への寄与が認められること。
- ロ 国及び地方公共団体の振興計画等との整合性がとれていること。
- ハ 環境への影響が軽微であるとともに、周辺景観との調和がとれていること。
- ニ マリーナの泊地として海域の占有をしようとする場合は、一定規模以上の収容能力があり、かつ、適切な規模の駐車場その他のマリナーを維持及び運営していくのに必要な施設が整備されていること。

三 土地の利用等の場合以外のため海域の占有をしようとする場合(以下「その他の利用の場合」という。)は、第一号のほか、海域を利用することが必要不可欠であること。

追加〔平成三年規則六九号〕

(許可の申請手続)

第二条 条例第三条の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次表に掲げる区分に従い申請書及び添付書類のほか、環境影響評価書その他の知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

海域の占有をしようとする場合	土地の利用等の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請書 別記様式第一号による。</li> <li>二 添付書類 イ 位置図、平面図、断面図及び近傍の法務局備付地図 ロ 求積図及び求積計算書 ハ 工作物の設置を伴うときは、当該工作物の設計書、構造図及び安全を証する書類 ニ 海域を占有することを必要とする理由書 ホ 申請者が民間企業の場合は、当該企業に関する書類 ヘ 周辺の漁業権設定の状況図 ト マリーナの泊地として海域の占有をしようとするときは、マリーナ整備計画書 チ 当該占有に関し直接利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾書</li> </ul>
	その他の利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請書 別記様式第一号による。</li> <li>二 添付書類 イ 位置図、平面図及び断面図 ロ 求積図及び求積計算書 ハ 工作物の設置を伴うときは、当該工作物の設計書及び構造図 ニ 当該占有に関し直接利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾書</li> </ul>
海域における土砂の採取をしようとする場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請書 別記様式第二号による。</li> <li>二 添付書類 イ 位置図、平面図及び断面図 ロ 土量計算書及び別記様式第三号による使用船明細表 ハ 当該土砂の採取に関し直接利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾書</li> </ul>

一部改正〔平成三年規則一二号・六九号・一三年二六号〕

(許可事項の変更)

第三条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用許可の目的となつている海域の使用の内容、方法その他使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第四号により使用許可変更申請書を知事に提出しなければならない。ただし、使用者の氏名又は名称及び住所の変更については、届出をもつて足りるものとする。

一部改正〔平成三年規則一二号・六九号・一三年二六号〕

(地位の承継届)

第四条 使用者の死亡又は合併若しくは分割により、使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、別記様式第五号による地位承継届出書に戸籍謄本、法人登記簿謄本その他承継の事実を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成三年規則六九号・一三年二六号〕

(工事等の届出)

第五条 使用者は、使用許可に係る行為に着手し、又は当該行為を中止し、若しくは完了したときは、遅滞なく、別記様式第六号による工事着手等届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一三年規則二六号〕

(標識の掲出)

第六条 使用者(土砂の採取の許可を受けた者を除く。)は、使用許可に係る行為に着手したときは、当該行為の場所の見やすい位置に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用許可の年月日及び指令番号
- 三 使用許可を受けた行為